

「普通預金規定」「当座勘定規定」等 新旧対照表

1. マネー・ローンダリング等に関する改定

(参考例：普通預金規定)

改定前	改定後
<p>1 2. 取引の制限等</p> <p>(1) 当行は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、お客さまの職業、事業の内容、在留資格、在留期間、取引目的等のお客さまに関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報（以下、総称して「お客さま情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。また、お客さま情報等に変更があった場合には、すみやかに当行へ届出てください。</p> <p><u>(2) お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない、または届出いただくべき事項の届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>1 2. 取引の制限等</p> <p>(1) 当行は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、お客さまの職業、事業の内容、<u>国籍</u>、在留資格、在留期間、取引目的等のお客さまに関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報（以下、総称して「お客さま情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。また、お客さま情報等に変更があった場合には、すみやかに当行へ届出てください。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない、または届出いただくべき事項の届出がない場合には、入金、払戻し等の<u>この規定</u>にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p><u>(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住するお客さまは、当行の求めに応じ適法な在留資格、在留期間を当行所定の方法により届出るものとします。お客さまが当行に届出した在留期間が超過した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>

(3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(4) 第2項および第3項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

(3) 海外に居住されるお客さまは、事前に当行に通知するとともに、当行所定の方法により本邦に居住するお客さまのご親族等を代理人として届出いただきます。当行に対し、本項にもとづく通知なく海外での居住を開始した場合、または海外で居住しているにも関わらず、本項にもとづく代理人の届出をいただけない場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 当行に届出のあった住所にあてて通知しまたは送付書類を発送し、これらが到達せず当行に返送された場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 1年以上この預金口座の利用がない場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(6) 第1項から第3項に定める各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある等、お客さまの情報に照らしお客さまとの取引を継続することが不適当な事由に該当すると判断した場合には、入金、払戻し等のこの規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(7) 第1項から第6項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、取引を制限した事由が合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

2. 手形・小切手に関する改定

(1) 預金口座振替契約等にかかる「小切手の振出し」文言を削除

(参考例：預金口座振替規定)

改定前	改定後
<p>2. 預金口座振替契約等</p> <p>(1) お客さまが当行に口座振替を依頼した収納機関から当行に請求書が送付されたときは、お客さまに通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払うこととします。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しなしで引落しを行います。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p>2. 預金口座振替契約等</p> <p>(1) お客さまが当行に口座振替を依頼した収納機関から当行に請求書が送付されたときは、お客さまに通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払うこととします。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出なしで引落しを行います。</p> <p>(2) ~ (3) (変更なし)</p>

(2) 他行を支払地とする手形・小切手の預金口座への受入れは行わない旨を明記

(参考例：当座勘定規定)

改定前	改定後
<p>1. 当座勘定への受入れ</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>	<p>1. 当座勘定への受入れ</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ~ (4) (変更なし)</p>